

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 平成 26 年度税制改正大綱のポイント －

平成 25 年 12 月 12 日、平成 26 年度税制改正大綱が公表されました。景気回復の実感は、中小企業や地域経済には未だ十分浸透していないことを踏まえ、景気回復の実感を広く行き渡らせるため、復興特別法人税の 1 年前倒し廃止等の好循環実現のための経済対策や企業の積極的な投資行動を促すための措置、企業の交際費に着目した消費活性化のための措置、地域経済の活性化のための措置等を講ずる旨が記載されています。

今号においては、平成 26 年度税制改正の主なものを簡単に紹介し、次号以降でより詳細な内容の解説をしていきたいと思っております。

1. 法人課税

(1) 交際費等の損金不算入制度の見直し(減税)

資本金 1 億円超の法人の交際費等のうち飲食のために支出する費用(社内接待費を除く)については、50%の金額を損金算入可能とする。資本金 1 億円以下の中小法人については、当該飲食費の 50%か定額控除額(800 万円)の有利な方を損金算入額として選べる選択制とする。

(2) 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止(減税)

復興特別法人税の課税期間を 1 年前倒して終了することとする。

(3) 国家戦略特区の税制の新設(減税)

企業にとって活動しやすい環境作りの契機とするため、国家戦略特区において行われる日本の経済再生に大きく寄与する事業について、積極的な税制支援を行うものとする。税制支援の内容としては、設備投資に関する特別償却・税額控除の優遇措置、研究開発用設備に関する税額控除の特例等である。

2. 個人所得課税

(1) 給与所得控除の上限引下げ(増税)

給与所得控除については、実際の給与所得者の勤務関連支出と比較しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、その上限について次のとおり漸次引き下げる。

	現行	平成 28 年分の所得税	平成 29 年分の所得税
上限額が適用される 給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の 上限額	245 万円	230 万円	220 万円

(2) 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除の見直し(増税)

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を追加し、当該改正は平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡について適用する。従って、ゴルフ会員権に含み損が発生している方については、平成 26 年 3 月 31 日までに譲渡するかどうか検討した方がよいと考えられる。

(3) 相続財産である土地等を譲渡した場合の取得費の特例(増税)

相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする。当該改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用する。

3. 資産課税

(1) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設(減税)

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。贈与税の場合も同様である。

4. 消費課税

(1) 軽減税率の導入(減税)

消費税の軽減税率制度については、必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。但し、10%に引き上げと同時に軽減税率を導入するのか、または、その後に導入するのかは明確にされていない。軽減税率制度の導入に係る詳細内容を検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定するものとしている。

(2)簡易課税制度のみなし仕入率の見直し(増税)

みなし仕入率の実態調査の結果を踏まえ、簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業及び保険業は 60%から 50%に、不動産業を 50%から 40%に引き下げる。当該改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用する。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 平成 26 年度税制改正大綱 平成 25 年 12 月 12 日付 自由民主党 公明党
- 税務通信 3291 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務